

## 当座勘定規程「新旧対照表」

改定後	改定前
<p>第1条～第7条（略）</p> <p>第7条(手形、小切手の支払<u>等</u>)</p> <p>① 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p>② 当座勘定の払戻しは、次のいずれかの方法で行ってください。  <u>A 届出または登録の印章により、当庫所定の払戻請求書に記名押印して提出する方法。</u>  <u>B 小切手を使用する方法。</u></p> <p>③ <u>前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合には、当該当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続を求めることがあります。この場合、当庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。</u></p> <p>第8条(手形、小切手用紙等)</p> <p>① 当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。</p> <p>② 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。</p> <p>③ 前2項以外の手形または小切手については、当金庫はその支払をしません。</p> <p>④ <u>払戻請求書の交付</u>請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</p> <p>第9条～第11条（略）</p> <p>第12条(手数料等の引落し)</p> <p>① 当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手<u>または払戻請求書</u>によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。</p> <p>② 当座勘定から各種料金等の自動支払をする場合には、当金庫所定の手続きをしてください。</p> <p>第13条～第15条（略）</p> <p>第16条(印鑑照合等)</p> <p>① 手形、小切手、<u>払戻請求書</u>または諸届け書類に使用された印影または署名を、届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、<u>払戻請求書</u>、諸届書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>② 手形、小切手として使用された用紙を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>④この規定および別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。</p> <p>第17条～第24条（略）</p>	<p>第1条～第7条（略）</p> <p>第7条(手形、小切手の支払)</p> <p>① 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p>② 当座勘定の払戻しの場合には、<u>小切手を使用してください。</u></p> <p><b>【追加】</b></p> <p>第8条(手形、小切手用紙)</p> <p>① 当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。</p> <p>② 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。</p> <p>③ 前2項以外の手形または小切手については、当金庫はその支払をしません。</p> <p>④ <u>手形用紙、小切手用紙</u>の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</p> <p>第9条～第11条（略）</p> <p>第12条(手数料等の引落し)</p> <p>① 当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。</p> <p>② 当座勘定から各種料金等の自動支払をする場合には、当金庫所定の手続きをしてください。</p> <p>第13条～第15条（略）</p> <p>第16条(印鑑照合等)</p> <p>① 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名を、届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、諸届書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>② 手形、小切手として使用された用紙を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>④この規定および別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。</p> <p>第17条～第24条（略）</p>

第25条(解約等)

①～④(略)

⑤ 電子交換所の取引停止処分を受けたために、当金庫が解約する場合には、到達のいかんにかかわらず、その通知を発信した時に解約されたものとします。

第26条(略)

第27条(電子交換所規則による取扱い)

- ① この取引については、前各条のほか、関係のある電子交換所の規則に従って処理するものとします。
- ② 関係のある電子交換所で災害、事変等のやむをえない事由により緊急措置がとられている場合には、第7条の第1項にかかわらず、呈示期間を経過した手形についても当座勘定から支払うことができるなど、その緊急措置に従って処理するものとします。
- ③ 前項の取扱いによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第28条(個人情報センターへの登録)

個人取引の場合において、つぎの各号の事由が一つでも生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人情報センターに5年間(ただし、下記第3号の事由の場合のみ6か月間)登録し、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人情報機関の加盟会員は自己の取引上の判断のため利用できるものとします。

- (1) 差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき。
- (2) 電子交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (3) 電子交換所の不渡報告に掲載されたとき。

第29条～第31条(略)

第25条(解約等)

①～④(略)

⑤ 手形交換所の取引停止処分を受けたために、当金庫が解約する場合には、到達のいかんにかかわらず、その通知を発信した時に解約されたものとします。

第26条(略)

第27条(手形交換所規則による取扱い)

- ① この取引については、前各条のほか、関係のある手形交換所の規則に従って処理するものとします。
- ② 関係のある手形交換所で災害、事変等のやむをえない事由により緊急措置がとられている場合には、第7条の第1項にかかわらず、呈示期間を経過した手形についても当座勘定から支払うことができるなど、その緊急措置に従って処理するものとします。
- ③ 前項の取扱いによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第28条(個人情報センターへの登録)

個人取引の場合において、つぎの各号の事由が一つでも生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人情報センターに5年間(ただし、下記第3号の事由の場合のみ6か月間)登録し、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人情報機関の加盟会員は自己の取引上の判断のため利用できるものとします。

- (1) 差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき。
- (2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (3) 手形交換所の不渡報告に掲載されたとき。

第29条～第31条(略)

以上